

# 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等 研修機関の認定

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等の交付希望者は、  
県が認めた研修機関等で研修する必要があります  
県では次のとおり基準を定めて研修機関等の認定を行います

## ＜県が認定する研修機関＞

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
- 3 審査基準を満たし、県が特に認めた研修機関
  - ① 静岡県内に所在する農業者研修教育施設、専門学校、国立研究機関、独立行政法人等
  - ② 地域における次世代の農業者育成を目的に設立された団体で、実習と講義を組み合わせた農業者育成のための実践研修を行う研修機関
  - ③ 県内で農業を営む先進農家又は先進農業法人

## ＜主な審査基準＞

- 1 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」に掲げる基準をすべて満たすこと
- 2 研修機関等の事務所（事務局）及び主な研修場所が静岡県内に所在していること
- 3 指導農家は以下の要件を全て満たすこと。
  - (a) 原則5年以上の農業経験がある認定農業者であること。
  - (b) 県が認める水準以上の経営力を有すること。
  - (c) 過去に概ね1年以上の研修受入実績（就農準備資金及び同等の研修カリキュラムを受講していること）があること。又は、従業員（パート、アルバイト含む）を雇用し指導した実績があること。
- 4 営農について適切な指導・助言を行うことができること。

～ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等～

県が認める研修機関で研修を受ける就農希望者には、1人あたり年間最大165万円を交付します。詳細は＜問合せ先＞までご連絡ください。

## <スケジュール>

### ◇ 申請書類

最寄りの農林事務所または県ホームページ

### ◇ 令和8年度審査会スケジュール

①6月10日 ②9月7日 ③11月10日 ④1月21日

### ◇ 留意点

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等受給者の研修実施状況について県が確認を行います。研修機関等にも御協力いただきます。

## <問合せ先>

### ◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

県外で研修した後、県内で独立・自営就農予定の方は、農業ビジネス課に御相談ください。

### ◇総合窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712

E-mail [nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp)

県ホームページ →

